



環企発第 000088 号  
平成 23 年 3 月 17 日

社団法人熊本県建設業協会  
会長 橋口 光徳 様

熊本市長 幸山 政史  
(環境企画課扱い)



騒音・振動に係る特定建設作業の規制及び届出の周知について (依頼)

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の環境保全行政の推進にご理解とご協力を頂き心から感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、騒音・振動に係る特定建設作業につきましては、法令により作業の禁止日や禁止時刻が定められており、また、当該作業実施の 7 日前までの届出が義務付けられているところでございます。

そのような中で、昨今、本市におきましては、市民の皆様からの騒音・振動に対する苦情の申し立てが多く寄せられ、中には届出が提出されずに作業が行われている事例も確認されております。

つきましては、貴下会員の事業者の皆様にも別紙資料におきまして、再度、特定建設作業の規制と届出についてご周知頂きますとともに、作業時の周辺住民の皆様への更なるご配慮を頂きますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等ございましたら、下記担当課までご確認ください。

#### 記

#### 1 根拠法令

騒音規制法第 14 条第 1 項

振動規制法第 14 条第 1 項

熊本県生活環境の保全等に関する条例第 51 条

#### 2 熊本市ホームページ

HPアドレス <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>

トップ > くらし・環境・経済 > 騒音・振動規制法に基づく届出について

#### 3 担当課 (熊本市域の工事に限る)

熊本市 環境企画課 熊本市手取本町 1 番 1 号 熊本市役所 7 階

電話 : 096-328-2427 FAX : 096-359-9945

E-mail : [kankyokikaku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:kankyokikaku@city.kumamoto.lg.jp)

# 騒音・振動に係る特定建設作業について

## 1 特定建設作業とは

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業で、騒音規制法、振動規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例で定めるものを言います。（ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます。）

具体的には杭打ち機の一部やブレーカー、バックホウ等を使用する作業が該当します。詳しくは、別紙「騒音及び振動に係る特定建設作業の一覧表」をご参照ください。

## 2 特定建設作業に関する規制

作業の禁止日		日曜日、祝日
作業の禁止時刻	第1号区域	午後7時から午前7時まで
	第2号区域	午後10時から午前6時まで
一日の作業時間の制限	第1号区域	10時間以内
	第2号区域	14時間以内
連続作業期間の制限		連続6日以内
基準値	騒音	85デシベルを超えないこと
	振動	75デシベルを超えないこと

※ 夜間に行う必要のある道路工事等には一部例外規定があります。

第1号区域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域外
第2号区域	工業地域、工業専用地域、臨港地域

※ 住居地域に隣接する工業地域には、一部第1号区域に指定されている区域があります。

## 3 特定建設作業の届出

熊本市内で特定建設作業を実施しようとする場合は、作業を始める 7 日前までに、熊本市に届出が必要です。

- (1) 届出様式 特定建設作業実施届出書
- (2) 添付書類 特定建設作業を行う場所を示した付近見取図、作業の工程表  
(夜間等に行う場合は)その旨の条件が付された道路使用許可証の写し等
- (3) 提出部数 2部 (正本1部、副本1部)
- (4) 提出先 熊本市役所 (7階) 環境企画課 熊本市手取本町1番1号  
電話 096-328-2427 FAX 096-359-9945

騒音及び振動に係る特定建設作業の一覧表

特定建設作業の種類	騒音 規制法	振動 規制法	県条例 騒音
くい打機を使用する作業			
1. 既製くい			
ア. もんけん	—	—	—
イ. 圧入式	○	—	—
ウ. アースオーガー併用 ※1	—	○	—
エ. その他	○	○	—
2. 場所打ちくい	—	—	—
くい抜機を使用する作業			
1. 油圧式	○	—	—
2. その他	○	○	—
くい打くい抜機を使用する作業			
1. 圧入式	—	—	—
2. その他	○	○	—
びょう打機を使用する作業			
1. リベッチングハンマー	○	—	—
2. その他	—	—	—
さく岩機を使用する作業 ※2			
1. ブレーカ			
ア. 手持式	○	—	—
イ. その他	○	○	—
2. その他	○	—	—
空気圧縮機を使用する作業			
1. 電動式	—	—	—
2. その他			
ア. 15kW未満	—	—	—
イ. 15kW以上 ※3	○	—	—
コンクリートプラントを設けて行う作業			
1. モルタル製造用	—	—	—
2. その他			
ア. 混練容量0.45m <sup>3</sup> 未満	—	—	—
イ. 混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上	○	—	—
アスファルトプラントを設けて行う作業			
1. 混練重量200kg未満	—	—	—
2. 混練重量200kg以上	○	—	—
鋼球を使用する作業			
1. 工作物の破壊作業	—	○	○
2. その他	—	—	○
舗装版破碎機を使用する作業			
1. ハンマを落下させるもの ※2	—	○	—
2. その他	—	—	—
コンクリートカッターを使用する作業 ※2	—	—	○
掘削機(バックホウ)を使用する作業			
1. 環境大臣が指定した機械	—	—	○
2. 環境大臣が指定していない機械(80kW以上)	○	—	—
トラクターショベルを使用する作業			
1. 環境大臣が指定した機械	—	—	—
2. 環境大臣が指定していない機械(70kW以上)	○	—	—
ブルドーザーを使用する作業			
1. 環境大臣が指定した機械	—	—	—
2. 環境大臣が指定していない機械(40kW以上)	○	—	—

(注)※1 打ち込み作業を伴うものは「その他」に該当します。

※2 移動作業の場合、1日における2地点間の最大距離が50m以下のものに限りします。

※3 さく岩機以外の動力として使用する作業に限りします。

特定建設作業に使用する機械の定格出力は、1馬力=0.74kWで換算して下さい。

# 特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

熊本市長 幸山 政史 様

届出者 住所

氏名 印

TEL

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定建設作業を実施するので 騒音規制法第14条 振動規制法第14条 熊本県生活環境の保全等に関する条例第51条 第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表13に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実施時間
	自 時	至 時		時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	TEL			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	TEL			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	TEL			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	TEL			
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

**備考**

- 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第13に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第13に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

# 記入例

## 特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

熊本市長 幸山政史 様

届出者 住所 ○○市○○町○○番地

(株) ○○建設

氏名 代表取締役 ○○○○ 印

TEL ○○○(○○)○○○

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定建設作業を実施するので 騒音規制法第14条 第1項(第2項)の規定により、  
振動規制法第14条 次のとおり届け出ます。  
熊本県生活環境の保全等に関する条例第51条

建設工事の名称	○○ビル新築(解体)工事			
建設工事の目的に係る 施設又は工作物の種類	○○ビル(○○道路)			
特定建設作業の種類	掘削機(削岩機)を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表 第2、振動規制法施行令別表第2及び熊本県生活 環境の保全等に関する条例施行規則別表 第13に規定する機械の名称、型式及び仕様	掘削機(削岩機)○○型			
特定建設作業の場所	○○町○○番地			
特定建設作業の実施の期間	自 平成 15年 4月 1日		30日間	
特定建設作業の開始 及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自AM 9時	至PM 5時	24日	7時間
騒音・振動の防止の方法	防音、防振対策を具体的に記載すること。			
発注者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名	○○市○○町○○番地		TEL ○○○(○○)○○○	
届出者の現場責任者の 氏名及び連絡場所	(株)○○建設		TEL ○○○(○○)○○○	
下請負人が特定建設作業を実施する場合 は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	現場責任者 ○○○○			
下請負人が特定建設作業を実施 する場合は、当該下請負人の現場 責任者の氏名及び連絡場所	TEL ( )			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び熊本県生活環境の保全等に関する  
 条例施行規則別表第13に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。  
 2 特定建設作業の種類の際には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び熊本県生活環境の  
 保全等に関する条例施行規則別表第13に掲げる作業の種類を記載すること。  
 3 特定建設作業の実施の期間の際には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない  
 日を明示すること。  
 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の際には、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が  
 同じである日ごとにまとめてさしつかえない。  
 5 ※印の際には、記載しないこと。  
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。